

令和5年度
第2次3月補正予算 記者発表

石 川 県

令和6年2月27日

被災者生活再建支援制度

【国制度】全壊・半壊解体：最大300万円、大規模半壊：最大250万円、中規模半壊：最大100万円

【県制度】半壊：最大100万円（県1／2、市町1／2）※第1次3月補正で予算計上

区分	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 (損害割合50%以上) 半壊解体 (やむを得ず解体)	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
		賃貸 50万円	150万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円
		賃貸 50万円	100万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入 100万円	100万円
		補修 50万円	50万円
		賃貸 25万円	25万円
半壊 (損害割合20%台)	—	建設・購入 100万円	100万円
		補修 50万円	50万円
		賃貸 25万円	25万円

国制度の中規模半壊と同額

住家被害を受けた世帯への支援について

(1) 新たな交付金制度

被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付 (※) 珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市

【支援対象】能登地域6市町(※)において、半壊以上の被災をした、

- ・ 高齢者や障害者のいる世帯
- ・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯
 - ①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、②家計急変世帯、③児童扶養手当受給世帯、
 - ④離職・廃業した人がいる世帯、⑤一定のローン残高がある世帯 など

【支援内容】 家財等支援 : 最大100万円 (定額50万円 + 自動車分定額50万円)
 住宅再建支援: 最大200万円 ※実費を勘案
 (賃貸の場合: 最大100万円)

	家財	自動車	住宅再建 (最大)	
全壊	50万円	50万円	建設・購入	200万円
大規模半壊			補修	
中規模半壊			賃貸	100万円
半壊				

【費用負担】 国 4/5 県 1/5

(2) 住宅融資の金利助成

【支援対象】 石川県内の半壊以上の世帯で、県内で住宅の新築・購入、又は補修を行う世帯

- (収入要件)・給与収入のみの世帯 : 600万円以下
- ・子育て世帯(23歳未満の子を扶養する世帯) : 所得制限なし

【支援内容】 自宅の再建等のための融資に係る利子分に対する助成(最大300万円、一括前払い)

支援者の宿泊場所の確保

- **中小機構の支援スキームを活用**し、支援者の宿泊場所確保を図るとともに、宿泊所の運営を被災した宿泊事業者が担うことで、なりわい支援にも繋げる
- 用地確保に目途が立った、のと里山空港多目的用地などを活用し、**300名分の宿泊場所を整備**
→ **<輪島>のと里山空港多目的用地(200名)、<珠洲>鉢ヶ崎オートキャンプ場(50名)、
<穴水>のとふれあい文化センター駐車場(50名)**



○ 中小機構の助成 (10/10) を受け、県が仮設の宿泊施設を整備

○ 被災した中小企業者が運営し、支援者に対し、宿泊サービスを提供